

# 獨逸プロシヤの幼稚園規定

多田鐵雄

## 一、前がき

獨逸、殊にプロシヤが就學前兒童中滿二歳以上の者を收容する保護施設を在來の幼稚園 Kindergarten に共に之を凡て幼稚園として取扱ふことにしてゐることは注目すべき事實である。白根氏は先に本誌にその實狀を紹介せられたが私はここにその法的基礎を紹介しやうと思ふ。尙保姆養成に關しても著しい改善が加へられてゐるがその紹介は之を後日に俟たう。

## 二、幼稚園の概念

(A) 一九三〇年十二月九日付國民福祉省令

幼稚園は滿二歳以上六歳までの幼兒を而も十名以上を、一日中或ひは半日の間教育的世話の目的で收容する處の半公開 halb offen の幼兒保育施設なり。

幼稚園として承認される條件は次の如し。

(1) 幼兒の在園及び保健的教育的世話に適當な保育室と諸設備。

(2) 幼兒保育に適當な専門的に習熟の人物。

從來この種の施設にして幼兒學校 Kleinkinderschule、保護學校 Warteschule、託兒所 Bewahranstalt、保護所 Hort

その他と呼ばれたものは、爾後官公上の事務に於ては統一的に於て幼稚園 Kindergarten なる名稱が用ひらるべし。

幼稚園は獨逸聯邦兒童福祉法令第二十九條の意味に於ける養護兒童施設 Pflégelinderanstalten なり。

上述の年齢上の條件に該當せざるか、又は一部分のみ該當する年齢の兒童に對する半公開の兒童保護施設は幼稚園に非ず。故にかゝる施設は家庭保護に關する聯邦兒童福祉法令の規定に従ふ。(本稿にては以後、獨逸聯邦兒童福祉法令を單に福祉法令と略稱す)。

### 三、所管と監督

(A) 一九三〇年十二月九日付國民福祉省令

(a) 幼稚園に關する邦の監督は幼稚園在園幼兒の必然的教育的保護及び保健的配慮を保全するを目的とす。それには各幼稚園が少くも三年に一度は邦の監督を委託された職掌の者により視察されることを要す。

(b) 地方長官は専門的精通家のこの職掌への参加を可能ならしむるためこの視察を命ずる以前に縣の學務宗教部 Abteilung für Kirchen und Schulen 並びに縣參事官、衛生局參事官又出來得べくんば地方兒童局へ報示すべし。

(c) この繼續的監督は町村兒童課 die örtlichen Jugendämter に委託せらるべきとす。但し地方長官は縣學務宗教部の協議により必要な場合にはその兒童課が經營主ならざる幼稚園に限り視察遂行を兒童課に委託することを得。視察は専門的精通せる適切なる人物により行はるべきを要す。兒童課は視察に當つてこの視察に参加し得るために地方視學 Schulrat 及び縣囑託醫師 Kreisarzt に豫め通知すべし。兒童課は視察の結果を地方長官に傳達すべし。

この通告の寫し書は地方兒童局が保存する。

(d) 尙地方視學は方法上、教育上重要な事實を、縣囑託醫師は保健上重要な事實を注意するために隨時幼稚園を視

察する権限を有す。

(e) 不備除去のための命令はたゞ地方長官のみがなし得るものとす。

(f) 幼稚園經營當事者の財政的狀態を顧慮する故に幼稚園の設備に對する強制的最小限度要令の指令は考慮を要するも、個々の府縣に於て幼稚園設備の大綱が規定されることは必要かと思惟さる。これに關しては一九二三年八月十五日付の「兒童畫間ホームその他の設備に關する訓令」に表明された大綱が原則となり得べし。

既にラインプロビンツその他二三の府縣に於て行はれた如く幼稚園の設備に對する大綱を地方長官と協力して制度するこゝを縣當局及び地方兒童局に余は要求する。地方兒童局の存在せぬ府縣に在つてはこの大綱の制定は地方長官指導の下に縣當局により企圖さるべきなり。この大綱の作成に當つては縣の學務部 *Schulabteilung* も参加すべし。

(B) 一九三〇年二月二十日付大臣訓令

一九二五年八月一日付國民福祉大臣訓令及び一九二六年六月二十二日付文部大臣訓令を變更し、こゝに幼稚園、保護學校その他に對する認可、福祉法令第二十條以下第二十三條の適用免除及び監督の權限規定を次の如く定む。

(一) 一八三九年十二月三十一日付閣令第一條に依つて要求せられたる幼稚園その他の設立の認可、及びその繼續的監督に就いては地方長官の權限とす。認可の決定に際しては地方長官は常に學務宗教部をも参加せしむべし。繼續的監督はそれが必要な場合には、即ち學校技術的教育的な主要問題の検討に當つては學務部との共同で行はる。地方視學をも加へるかは學務部に一任さる。

(II) 前記の規定は左の者に對しては適用されず。

(a) 學校幼稚園 *Schulkindergarten* (これは學齡兒にして身體的精神的發達の阻害されたるものを收容する幼稚園)

(b) 教員保母養成に仕へる幼稚園。

(c) 教育的試行として妥當する幼稚園。

この施設の設立認可及び福祉法令第二十條以下第二十三條の規定適用免除を、(a)及び(c)に對しては縣の學務宗教部が、又(b)に對しては地方學務委員會 *Provinzialschulkollegium* が決定する。福祉法令該條の適用免除の許可及びその取消、並びに繼續的監督については地方長官も參與すべきである。

一九二五年八月一日付國民福祉大臣訓令に基く地方長官のその他の權限は侵害されることなし。

(C) 一九三二年十一月四日付國民福祉省回章抜

一九三二年十月二十九日付第二次行政整理令に依り、幼兒學校、幼稚園、託兒所、保育所 *Erziehungsanstalten* 孤兒院 *Waisenhäuser*、保護所 *Rettungshäuser* に對する所管は國民福祉省から文部省 *das Ministerium für Wissenschaft, Kunst und Volksbildung* に移る。

(註) 獨逸聯邦青少年福祉法令抜萃

第十九條。養護兒童とはそれが無償で何等か暫定的保護機關に收容されるべきことが既に確立して居らざる者にして規則的に、一日又は半日を繼續的に他人の世話になつてゐる十四歳以下の兒童を指す。

第二十條。養護兒童を收容する者は、それに就いて豫め青少年課の許可を要する。切迫せる場合には事後許可が即座に結果として生ずる。かかる兒童と共に一つの青少年課の管轄内に移住する者は、養護繼續についての許可を即刻受けねばならぬ。

兒童が無償で或ひは非營業的に暫定的保護機關に收容されるべきことが既に確立してゐる場合には青少年課への通告を以て足る。

第二十一條。この規定は若し嫡出の兒童が親戚及び第三親等の許で世話される場合には、その者が兒童を有料又は營業的に世話す

るのでない時は適用を受けぬ。

更に他區の學校へ通學するために一日中の一部分だけ世話されてゐる兒童、並びに他區の學校へ通學する目的で、その學校當局から適當とみとめられ又監督されてゐる家庭へ引取られてゐる兒童に對してもこの規定は適用しない。

第二十二條。許可及び許可の取消の條件は第十五條に基いてなされるか、又は縣青少年局によつて更に詳細に規定されることを得。

兒童の身體的、精神的、道德的安寧がそれを要求する場合にはこの許可は取消されることあり。

第二十三條。許可の賦與及び取消は養護兒童所在の區の青少年課の權限にある。

第二十九條。縣青少年局は兒童養護の施設に對し、第二十條以下第二十三條の規定の適用免除をなし得る。この免除は或る施設の性質が養護兒童の收容に關して排斥すべき事實あるを縣青少年局が確認する場合にのみ拒否し得るものである。

#### 四、幼稚園大綱

(A) 一九三〇年十二月九日付國民福祉大臣令

##### 一、總括

開放的 offen 保護事業側が充分に調査して幼稚園へ收容する要ありとする幼兒を隨時收容し得るやう、保護事業側との密接な協力が望ましい。幼稚園は出来る限り休暇中でも開かれてあるべきである。

幼稚園の日々の保育時間は母の普通労働時間に適應さるべきである。

幼稚園は療養的世話 Erholungsfürsorge の設備を幼兒のために利用することを試みるべきである。(給食、地方療養所等)

横臥保養 Liegekuren 及び空氣浴は薦めらるべきである。鹽泉浴が與へられる處では、充分なる給食の同時的施與な

しに行はれてはならぬ。

## 二、設備

### (a) 部屋

現在の空間の取り方は出来る丈け次の限度でなさるべきである。

幼児三十名までは 5m. x 10m. 即ち五十平方メートルの床を持つ空間。机と椅子。それが幼児の遊戯室及び自由遊び室になり得るもの。二つの部屋があれば尚よい。三十名以上の幼児の場合には部屋は二つ、又はそれ以上。各幼児一人當り一・五平方メートルの床、四乃至六立方メートルの空間、窓の廣さは少くも床の五分の一で、南に面し、通風窓、洗濯可能のカーテン或ひは鏡戸。通風による空氣の屢々の更新が必要である。

床の掃除は衛生的要求に適應してゐねばならぬ。

壁。下方半分が洗ひ得るもの。

暖房。蒸氣暖房設備。ストーブ。蒸發鉢。ストーブの時は格子の圍ひをすることに。

洗面所浴室。五名乃至十名に一つ宛ての桶、又は取付けの洗面器。流し場。各幼児は各自の(自宅から持參するか、又は施設に備付の)ハンカチ及び洗ひ布、齒ブラシを持たねばならぬ。充分なる數だけの櫛。應急用の繻帶箱。

便所。男女別々の間取。他の部屋から少し離れて、通風よく、十二名乃至十五名の幼児に一つ宛ての數。高さ二四糎。

充分なる洗滌、掃除。

脱衣設備。脱衣室は別に設けるか、止むを得ざる時は廊下に設備する。

### (b) 設備

部屋の設備は家庭の居間に適合さるべきものにして、學校教室の外觀を持たざるやうにすること。

家具は幼兒に相應した大きさのもの。簡單で持ち運びの容易なもの、洗ひ得るもの。圓卓が良し。

二二三の遊戯具、作業具は缺くべからず。(廢物利用にても可)

中食が園で與へられる場合には、食後の休息のための横臥機會を重視すること。掛蒲團。茶碗。コップ。箸。

(c) 園庭

砂場の有る半ば蔭のある庭、又は遊戯園。止むなき時は近隣に庭を借りるも可。

(d) 職員

三十名の幼兒までは一人の保育事業的に養成されたる保姆。三十名以上六十名まではこの保姆に、同様に保育事業的に養成された助手が立たねばならぬ。

可成大きい幼稚園に在つては成る可く保導官 *Jugendleiterin* にその指導が委ねられるべきで、その際三十名毎に専門的に養成された助手が補助すべきである。

職員に對しては一日の經過中に、一時間の休息時間の機會が與へられ、一年間の經過中に四週間の休暇が與へらるべきである。

職員は部屋の掃除に従事すべきでない。

保育及び身體的世話は、温き感情を持てる専門的に養成され特に適性の、又實際經驗深い人格に指導が委ね得られて初めて遂行されるものである。

保姆はその外に、兩親の夕、幼兒の兩親との面談、訪問によりて兩者の密接な關係を樹立すべきことを知らねばなら

ぬ。

保姆はその區域の凡ゆる保護機關と互に聯絡を取つてゐねばならぬ。

(e) 醫的監督

幼稚園は醫的に監督さるべきである。

特別の事情生じた場合、直ちに醫師の手を求めることが可能でなければならぬ。

傳染病が発生した時は閉園の要否に就き直ちに監督醫師の意見が求められねばならぬ。

三、作業の形成

幼稚園に於ては數時間、又は一日に涉つて教育的、保健的世話がなされねばならぬ。

幼兒は身體、精神、情操が促進されるべきである。幼兒に對しては充分考慮された遊戯と作業の交替、休息と運動の交替によつて多面的發展の可能性が與へられねばならぬ。幼兒の獨立性、獨立性の涵養も配慮されるべきである。

就中、幼稚園に於ては喜悅、愉快が支配してゐねばならぬ。

幼兒に行はしむる家庭的仕事としては例へば、部屋の整頓、食器洗ひ等が考へられる。夏季には庭園作業、成るべく幼兒各自の花園での作業が生々した教材である。それと共に室内植物、家畜の世話の概略が教へられるべきである。

目的のない作業は避けるべきである。同様に又身體の姿勢に悪影響を及ぼし又視力に影響する如き作業も。いかなる方法であつても小學校の課題に手出しをしてはならぬ。幼兒の身體的世話としては——それは毎日規則的な時間割でなされるべきであるが——日々の點檢(病氣の疑ひある幼兒の即刻隔離、皮膚、毛髮、齒の世話の手引、運動服での體操等)がある。入浴は何等かの理由で自宅でなし得ない幼兒に對しては必ずさせねばならぬ。食事前の手洗ひ、爪掃除。毛髮は一週



に一回検査するを要す。齒は自宅から持參の齒ブラシで出来るなら、朝早く食後にみがかれるのを可きす。

(B) 一九三二年六月三十日付國民福祉省令

幼稚園設置の許可は一八三九年十二月三十一日付の閣令第一條に基き與へられる。この規定は第一條に於て私立學校及び私立教育施設は唯それが實際の需要に相應する處でのみ、從つて學齡兒童に對する教育に就いて公立の學校のみによつては充分ならざる處でのみ許されることを規定してゐる。この規定は直接にはたゞ學齡兒童に對する施設のみに關するものであるが、その第十一條に未だ學齡に達せぬ兒童の保護學校も同様に教育施設なりと書き現はされてゐる故に、幼稚園に對しても上記の規定が適用されるべきである。

## 五、學校幼稚園 Schulkindergarten

(A) 一九三二年二月十九日付訓令

一九三〇年十二月八日付訓令に基いてなされた府縣當局の報告に徴して、プロシヤに在る八十八個の學校幼稚園が、學校から取殘されてゐる兒童の發達を本質的に増進せしむるに全く適當なることが明かである。學校幼稚園が現在の困窮時代を乗り越えて保持され促進されることは學校制度側の關心事に屬す。故に府縣當局は取殘された學齡兒童の両親がこの學校幼稚園の存在を價值に注目するやう配慮すべき地方視學を任命すべきであらう。學校幼稚園に對しては該當の取殘された兒童のリストが手交されるべきなり。

學校幼稚園の大綱の發布は保管されてゐる。